

日医発第174号（介護）

令和4年4月8日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

（公 印 省 略）

「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」の送付について（情報提供）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、有料老人ホームの指導状況等に関し定期的に調査をしており、今般、令和3年度結果が取りまとめられ公表されました。結果によれば、未届の有料老人ホームは、令和2年度の641件から令和3年度は656件と件数は増加したものの、有料老人ホーム全体に占める割合は減少したとのことです。

厚生労働省は、この結果を踏まえて、都道府県等の民生主管部局長宛に、未届の有料老人ホームに対する指導監督や、関係部局と連携した未届の有料老人ホームの実態把握、前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームに対する指導監督等を依頼する通知を発出いたしました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、郡市区医師会ならびに会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

（添付資料）

○有料老人ホームを対象とした指導の強化について

（令4.3.31 老高発0331第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課長 通知）

老高発 0331 第 1 号

令和 4 年 3 月 31 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right]$ 民生主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

有料老人ホームを対象とした指導の強化について

「有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について」(令和3年10月14日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)において依頼した有料老人ホームに対する指導状況等について、別添のとおり調査結果を取りまとめたので情報提供する。

高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住まいのニーズが高まる中、有料老人ホームの入居者の居住の安定を確保する観点から、有料老人ホームの適確な実態把握や継続的な指導監督が不可欠である。

都道府県・指定都市・中核市(以下、「都道府県等」という)におかれては、有料老人ホームに対する指導監督について、下記の結果も踏まえ、引き続き厳正な指導を行うようお願いする。

なお、次年度においても引き続き調査を実施する予定としていることを申し添える。

記

1. 令和3年度フォローアップ調査(第13回)の結果について

(1) 未届の有料老人ホームの届出促進及び指導について

これまで累次にわたり、有料老人ホームの届出促進に向けた取組の徹底、厳正な指導監督をお願いしているところであるが、今回の調査においても、多数の未届の有料老人ホーム(実態調査中のものや今後実態調査を行うものを含む。以下同じ。)が確認された。

その一方で、未届の有料老人ホームの件数は前回(令和2年度)調査の 641 件(有料老人ホーム全体に占める割合 4.2%)に対し、今回(令和3年度)調査では 656 件(同 4.1%)と、件数は増加したものの、有料老人ホーム全体に占める割合は減少した。

なお、前回(令和2年度)調査で未届であった有料老人ホーム641件については、令和3年6月30日までに、82件が届出され、52件が有料老人ホームに該当しなかったもの等であることが確認された。

これは、未届の有料老人ホームに対する指導を通じて届出が進んだこと、施設の運営実態の確認を行った結果、有料老人ホームへの該当の有無が確認できたことなど、市町村とも連携を図りつつ、都道府県等における未届の有料老人ホームに対する取組が一定程度進んでいる結果であると考えられる。

都道府県等におかれては、引き続き、老人福祉法の改正内容を踏まえ、市町村との連携のうえ、未届有料老人ホームの積極的な発見をしていただくとともに、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」(平成19年3月20日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長通知)等の通知や以下の内容を踏まえ、引き続き未届の有料老人ホームに対する取組の徹底をお願いする。

① 未届の有料老人ホームに対する指導監督

有料老人ホームの届出の手続は、有料老人ホームにおける虐待等をはじめ入居者の処遇に関する不当な行為が行われることを未然に防止するためにも、必要に応じて都道府県等が迅速かつ適切に関与できる前提として、義務付けているものである。

このため、今回の調査で把握した未届の有料老人ホームについては、速やかに実態把握を行うとともに、有料老人ホームに該当する場合には、早急な届出の実施や入居者の処遇等について厳正かつ適切な指導監督を徹底すること。

なお、これまでもお示ししてきているところであるが、届出が行われていない場合であっても、有料老人ホームに該当する事業については、届出されている有料老人ホームと同様に、老人福祉法の規定が適用されることに留意されたい。

② 関係部局と連携した未届の有料老人ホームの実態把握

令和3年4月より施行された老人福祉法の改正において、市町村において有料老人ホームの設置状況を把握できるようにするため、また、有料老人ホームの指導等に当たって、都道府県と市町村でより一層連携していただくため、都道府県は有料老人ホームの届出がされたときは、その旨を、市町村に通知しなければならないこととするともに、市町村は未届の有料老人ホームを発見したときは、その旨を、都道府県に通知するよう努めるものとされたところ。

このため、未届の有料老人ホームの徹底した実態把握をより一層進め都道府県等及び市区町村の介護保険部局、生活保護部局、地域包括支援センター、消防部局及び建築部局等の関係部局で把握した未届の有料老人ホームに関する情報が、速やかに都道府県等の有料老人ホーム担当部局に確実に共有されるよう、日頃から連携体制を構築し、

関係機関一体となって取り組まれない。

③ 届出促進に向けた取組

未届の有料老人ホームの届出を促進するため、引き続き届出制度の周知を図るほか、未届の有料老人ホームの公表、有料老人ホームの標準指導指針における既存建築物・小規模建築物の特例の活用など、届出促進に向けた取組を強化すること。

(2) 有料老人ホームの前払金の保全措置の状況について

前回(令和2年度)調査に引き続き、今回(令和3年度)の調査においても、老人福祉法第29条第9項に基づく前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームが一定数確認された。その一方で、前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの件数は前回(令和2年度)調査の31件(前払金を徴収している有料老人ホーム全体に占める割合2.0%)に対し、今回(令和3年度)調査では44件(同2.0%)となり、件数は増加したものの、前払金を徴収する有料老人ホーム全体に占める割合は横ばいであった。件数が増えた理由は、これまで前払金の保全措置の義務対象外であった平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームについて、令和3年4月1日以降の新規入居者について義務対象となったため、調査対象に追加されたためであると考えられる。

一方で、有料老人ホーム全体に占める割合は横ばいであり、これは、有料老人ホームの数が増加している中、前払金の保全措置に関して厳正な指導監督が行われた結果把握できたものであるが、未だに違反施設が一定数存在している状況は、有料老人ホーム全体の信頼を揺るがしかねない事態である。保全措置を講じていない義務違反の有料老人ホームが存在している地方公共団体においては、入居者保護の観点から、以下の内容を踏まえ、厳正な指導を行われるようお願いする。

また、平成30年の老人福祉法の改正により、これまで、前払金の保全措置の義務対象外となっていた平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームについても、令和3年4月1日以降の新規入居者から義務対象となっているため、引き続き、該当する有料老人ホームに対して十分に周知を図るとともに、その対応状況を細やかに把握するなど、遺漏なきよう対応されたい。

併せて、従来保全措置を講じている有料老人ホームにおいても、新規入居者に対しても引き続き保全措置を講じるよう、事業者に対する継続的な対応をお願いしたい。

① 前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームに対する指導監督

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対して、老人福祉法に基づく検査や改善命令など速やかに改善に向けた取組を実施すること。なお、検査の拒否や改善命令に対する違反等を行った事業者に対しては、同法に基づく罰則の適用も視野に入れ、より厳正な対応を図ること。

② 前払金の保全措置義務の周知

前払金の保全措置を講じていないことは、法令に違反する行為であることから、前払金の徴収を行う場合には、所要の措置を講じる必要があることを有料老人ホーム事業者に対して周知徹底を図ること。

なお、保全措置を講じる意思はあるものの、取引条件等で銀行保証等を利用することが困難な有料老人ホーム事業者に対しては、担保を必要としない「公益社団法人全国有料老人ホーム協会」による「入居者生活保証制度」を活用することなどが考えられるので、適確に指導を行うこと。

2. 有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保について

(1) 福祉・消防・建築部局が連携した防火上の安全性の確保

有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保については、これまでも「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」(平成 14 年 7 月 18 日老発第 0718003 号厚生労働省老健局長通知)の別添「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」において、消火設備や避難設備を設ける等の消防法及び建築基準法の遵守を求めているところである。

平成 30 年 1 月 31 日深夜に札幌市で発生した火災を受け、「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」(平成 30 年 3 月 20 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長等)を発出している。通知の主旨を踏まえ、福祉・消防・建築部局が連携して、未届の有料老人ホームを含めた有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保に向けた取組をお願いしたい。

(2) スプリンクラー設置の促進

消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)の改正により、平成 27 年 4 月 1 日以降、火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設(同令別表第一(6)項ロに掲げる施設)については、原則として延べ面積にかかわらずスプリンクラーを設置することが義務付けられている。

有料老人ホームについては、避難が困難な要介護状態にある者を主として入居させるものが、同令別表第一(6)項ロに掲げる施設に該当することから、特に既存の有料老人ホームのうち、スプリンクラー設備を設置していないものを運営している事業者に対しては、消防部局への相談などを踏まえた改修の実施を求めるなど、適切な指導等を実施していただきたい。

また、スプリンクラー設備の設置にあたっては、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用できることから、事業者に対してスプリンクラーの設置を指導する場合には、当該助成制度を併せて周知することにより、既存の有料老人ホームにおけるスプリンクラー設置が着実に実施されるよう促していただきたい。(ただし、当該助成制度の対象は、平成 28 年度から 1,000 ㎡未満の有料老人ホームとしているので、留意すること。)

なお、未届の有料老人ホーム(※)については、当該助成制度の対象外としているので念のため申し添える。

(※) ただし、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホームは、法令上、老人福祉法に基づく届出は不要とされているが、当該助成制度においては届出をしたものとみなし、助成の対象としている。

【既存施設のスプリンクラー設備等整備事業】

- ① 1,000 m²未満の場合 9,710 円／m²
- ② 1,000 m²未満かつ消火ポンプユニット等を設置する場合 9,710 円/m²＋244 万円まで

以上

令和4年3月31日
厚生労働省老健局高齢者支援課

令和3年度 有料老人ホームを対象とした指導状況等
のフォローアップ調査（第13回）結果

「有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について（令和3年10月14日付け事務連絡）」に基づく調査結果は以下のとおり。

1. 有料老人ホームの届出状況について

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
	H21.10.31 時点	H22.10.31 時点	H23.10.31 時点	H24.10.31 時点	H25.10.31 時点	H26.10.31 時点
①届出施設数	4,864 件	5,718 件	6,726 件	7,863 件	8,916 件	9,941 件
②未届施設数 ※	389 件	248 件	259 件	403 件	911 件	961 件
③届出率 (①/①+②)×100	92.6%	95.8%	96.3%	95.1%	90.7%	91.2%
④未届率 (②/①+②)×100	7.4%	4.2%	3.7%	4.9%	9.3%	8.8%

	第 7 回		第 8 回	第 9 回	第 10 回	第 11 回
	H27.6.30 時点	H28.1.31 時点	H28.6.30 時点	H29.6.30 時点	H30.6.30 時点	R1.6.30 時点
①届出施設数	10,627 件	—	11,739 件	12,608 件	13,354 件	14,118 件
②未届施設数 ※	1,017 件	633 件	1,207 件	1,049 件	897 件	665 件
③届出率 (①／①＋②)×100	91.3%	—	90.7%	92.3%	93.7%	95.5%
④未届率 (②／①＋②)×100	8.7%	—	9.3%	7.7%	6.3%	4.5%

	第12回	第13回
	R2.6.30 時点	R3.6.30 時点
①届出施設数	14,695 件	15,363 件
②未届施設数 ※	641 件	656 件
③届出率 (①/①+②)×100	95.8%	95.9%
④未届率 (②/①+②)×100	4.2%	4.1%

【参考】各回の調査期間内で新たに把握した届出／未届の施設数

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	H21.5.1 ～H21.10.31	H21.11.1 ～H22.10.31	H22.11.1 ～H23.10.31	H23.11.1 ～H24.10.31	H24.11.1 ～H25.10.31	H25.11.1 ～H26.10.31
①届出施設数	619 件	854 件	1,008 件	1,137 件	1,053 件	1,025 件
②未届施設数 ※	163 件	59 件	95 件	245 件	658 件	370 件

	第 7 回		第 8 回	第 9 回	第 10 回	第 11 回
	H26.11.1 ～H27.6.30	H27.7.1 ～H28.1.31	H27.7.1 (②は H28.2.1) ～H28.6.30	H28.7.1 ～H29.6.30	H29.7.1 ～H30.6.30	H30.7.1 ～R1.6.30
①届出施設数	686 件	—	1,112 件	869 件	746 件	997 件
②未届施設数 ※	288 件	633 件	127 件	199 件	212 件	150 件

	第 12 回	第 13 回
	R1.7.1 ～R2.6.30	R2.7.1 ～R3.6.30
①届出施設数	807 件	845 件
②未届施設数 ※	160 件	179 件

(※)把握している「未届施設数」には、現在施設に対して実態調査を行っている又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設を含む。

2. 未届の有料老人ホームに対する指導状況（令和3年6月30日時点）

	施設数	届出に係る指導
令和2年6月30日時点の「未届の有料老人ホーム数」(※1)	641 件	346 件
（うち）令和3年6月30日までに届出済	82 件	63 件
（うち）令和3年6月30日時点で未届	507 件	257 件
（うち）実態調査の結果、有料老人ホームに該当しなかったもの等（※2）	52 件	26 件
令和2年7月1日～令和3年6月30日時点で新たに把握した「未届の有料老人ホーム数」(※1)	179 件	112 件
（うち）令和3年6月30日までに届出済	14 件	12 件
（うち）令和3年6月30日時点で未届	149 件	87 件
（うち）実態調査の結果、有料老人ホームに該当しなかったもの等（※2）	16 件	13 件

（※1）「未届の有料老人ホーム数」には、現在施設に対して実態調査を行っている施設又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設を含む。

（※2）フォローアップ調査で報告した後に実態調査を行った結果、有料老人ホーム事業を廃止したものや食事等のサービスを提供していなかったことが明らかとなったもの等。

3. 前払金の保全措置が義務付けられている有料老人ホームの保全措置の状況について（令和3年6月30日時点）

老人福祉法第29条第9項に基づき、有料老人ホームにおいて前払金を徴収する場合は、前払金の保全措置を講じる必要がある。

（※ これまで前払金の保全措置の義務対象外となっていた平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームについても、経過措置期間が終了し、令和3年4月1日以降の新規入居者については、前払金の保全措置の義務対象となっている。）

	施設数
有料老人ホーム数 ※ 平成18年3月31日以前に届出されたものを含む	15,363 件
（うち）前払金を徴収している施設数	2,217 件
（うち）前払金の保全措置を講じている施設数（①）	2,173 件
銀行等による連帯保証委託契約	847 件
信託会社等による信託契約	639 件
全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	529 件
保険会社による保証保険契約	57 件
その他	101 件
（うち）前払金の保全措置を講じていない施設数（②）	44 件
②／（①＋②）×100	2.0%

未届の有料老人ホームに対する施設の届出に係る指導状況について

令和3年6月30日時点

所管自治体	有料老人ホームの届出状況		令和2年6月30日～令和3年6月30日における未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況							
	有料老人ホームの届出済施設数	未届の有料老人ホーム数(※実態把握中のものを含む)	令和2年6月30日時点で報告のあった未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況				令和2年7月1日以降に新たに把握した未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況			
			令和3年6月30日まで届出済(改善されたもの)		令和3年6月30日時点で未届(改善されていないもの)		令和3年6月30日まで届出済(改善されたもの)		令和3年6月30日時点で未届(改善されていないもの)	
			届出に関する指導件数		届出に関する指導件数		届出に関する指導件数		届出に関する指導件数	
合 計	15,363	656	82	63	507	257	14	12	149	87
01 北海道	1062	120	14	13	115	96	2	0	5	3
北海道	370	28	3	3	25	8	0	0	3	1
札幌市	358	82	10	10	82	82	0	0	0	0
函館市	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川市	265	10	1	0	8	6	2	0	2	2
02 青森県	363	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	215	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八戸市	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0
03 岩手県	214	2	1	1	2	2	0	0	0	0
岩手県	116	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盛岡市	98	2	1	1	2	2	0	0	0	0
04 宮城県	214	16	7	7	13	7	0	0	3	0
宮城県	123	8	7	7	8	7	0	0	0	0
仙台市	91	8	0	0	5	0	0	0	3	0
05 秋田県	111	9	0	0	4	0	0	0	5	0
秋田県	84	9	0	0	4	0	0	0	5	0
秋田市	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0
06 山形県	192	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	146	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形市	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0
07 福島県	162	4	0	0	0	0	0	0	4	3
福島県	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島市	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡山市	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	59	4	0	0	0	0	0	0	4	3
08 茨城県	195	21	3	3	7	2	0	0	14	0
茨城県	169	20	3	3	6	1	0	0	14	0
水戸市	26	1	0	0	1	1	0	0	0	0
09 栃木県	109	2	0	0	2	2	0	0	0	0
栃木県	92	2	0	0	2	2	0	0	0	0
宇都宮市	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 群馬県	449	13	1	1	13	1	0	0	0	0
群馬県	282	9	1	1	9	1	0	0	0	0
前橋市	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高崎市	74	4	0	0	4	0	0	0	0	0
11 埼玉県	665	12	2	2	10	0	2	2	2	1
埼玉県	384	7	0	0	7	0	0	0	0	0
さいたま市	159	2	2	2	0	0	0	0	2	1
川越市	15	2	0	0	2	0	0	0	0	0
川口市	83	0	0	0	0	0	2	2	0	0
越谷市	24	1	0	0	1	0	0	0	0	0
12 千葉県	525	37	1	0	31	10	0	0	6	2
千葉県	333	15	1	0	10	8	0	0	5	2
千葉市	108	21	0	0	21	2	0	0	0	0
船橋市	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	34	1	0	0	0	0	0	0	1	0
13 東京都	975	6	0	0	4	1	0	0	2	0
東京都	931	6	0	0	4	1	0	0	2	0
八王子市	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 神奈川県	1,008	44	10	0	39	11	0	0	5	0
神奈川県	379	32	10	0	27	11	0	0	5	0
横浜市	311	12	0	0	12	0	0	0	0	0
川崎市	188	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相模原市	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜質市	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 新潟県	140	0	3	3	0	0	1	1	0	0
新潟県	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟市	73	0	3	3	0	0	1	1	0	0
16 富山県	101	7	3	0	7	0	0	0	0	0
富山県	52	1	0	0	1	0	0	0	0	0
富山市	49	6	3	0	6	0	0	0	0	0
17 石川県	133	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金沢市	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 福井県	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井市	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 山梨県	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲府市	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 長野県	265	3	0	0	2	2	0	0	1	0
長野県	161	1	0	0	0	0	0	0	1	0
長野市	54	2	0	0	2	2	0	0	0	0
松本市	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 岐阜県	244	4	1	1	3	3	0	0	1	1
岐阜県	167	4	1	1	3	3	0	0	1	1
岐阜市	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 静岡県	303	2	0	0	2	0	0	0	0	0
静岡県	199	1	0	0	1	0	0	0	0	0
静岡市	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浜松市	42	1	0	0	1	0	0	0	0	0
23 愛知県	957	64	5	5	52	43	3	3	12	7
愛知県	362	41	0	0	38	33	0	0	3	0
名古屋市	439	19	5	5	10	10	3	3	9	7
豊橋市	30	1	0	0	1	0	0	0	0	0
岡崎市	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田市	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一宮市	76	3	0	0	3	0	0	0	0	0

未届の有料老人ホームに対する施設の届出に係る指導状況について

令和3年6月30日時点

所管自治体	有料老人ホームの届出状況		令和2年6月30日～令和3年6月30日における未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況							
	有料老人ホームの届出施設数	未届の有料老人ホーム数(※実態把握中のものを含む)	令和2年6月30日時点で報告のあった未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況				令和2年7月1日以降に新たに把握した未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況			
			令和3年6月30日まで届出済(改善されたもの)		令和3年6月30日時点で未届(改善されていないもの)		令和3年6月30日まで届出済(改善されたもの)		令和3年6月30日時点で未届(改善されていないもの)	
			届出に関する指導件数		届出に関する指導件数		届出に関する指導件数		届出に関する指導件数	
24 三重県	203	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 滋賀県	43	3	1	2	3	0	0	0	0	0
滋賀県	24	3	1	2	3	0	0	0	0	0
大津市	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26 京都府	99	0	1	1	0	0	0	0	0	0
京都府	21	0	1	1	0	0	0	0	0	0
京都市	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 大阪府	1,160	54	4	2	49	22	0	0	5	1
大阪府	330	25	1	1	24	14	0	0	1	0
大阪市	376	3	0	0	2	2	0	0	1	1
堺市	124	9	1	0	6	0	0	0	3	0
豊中市	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吹田市	30	1	0	0	1	0	0	0	0	0
高槻市	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
枚方市	65	2	0	0	2	2	0	0	0	0
八尾市	39	6	0	0	6	0	0	0	0	0
寝屋川市	34	1	1	1	1	1	0	0	0	0
東大阪市	88	7	1	0	7	3	0	0	0	0
28 兵庫県	295	115	9	7	107	29	0	0	8	8
兵庫県	83	15	4	2	10	5	0	0	5	4
神戸市	91	20	0	0	20	0	0	0	0	0
姫路市	47	36	4	4	36	15	0	0	0	0
尼崎市	38	40	0	0	38	6	0	0	2	1
明石市	5	3	0	0	3	3	0	0	0	0
西宮市	31	1	1	1	0	0	0	0	1	1
29 奈良県	119	3	0	0	2	2	0	0	1	1
奈良県	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良市	49	3	0	0	2	2	0	0	1	1
30 和歌山県	161	2	0	0	2	0	0	0	0	0
和歌山県	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山市	101	2	0	0	2	0	0	0	0	0
31 鳥取県	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取市	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32 島根県	85	1	0	0	1	0	0	0	0	0
島根県	51	1	0	0	1	0	0	0	0	0
松江市	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33 岡山県	212	5	0	0	3	2	0	0	2	0
岡山県	68	1	0	0	1	0	0	0	0	0
岡山市	85	4	0	0	2	2	0	0	2	0
倉敷市	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34 広島県	161	3	1	1	2	3	0	0	1	0
広島県	46	0	1	1	0	0	0	0	0	0
広島市	65	1	0	0	0	1	0	0	1	0
呉市	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山市	43	2	0	0	2	2	0	0	0	0
35 山口県	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	215	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下関市	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 徳島県	67	4	1	1	3	3	0	0	1	1
37 香川県	135	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市	74	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38 愛媛県	180	2	0	0	0	0	1	1	2	1
愛媛県	111	2	0	0	0	0	1	1	2	1
松山市	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 高知県	71	8	0	0	8	1	0	0	0	0
高知県	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知市	38	8	0	0	8	1	0	0	0	0
40 福岡県	975	15	2	2	5	4	2	2	10	2
福岡県	504	10	2	2	4	4	2	2	6	0
北九州市	191	5	0	0	1	0	0	0	4	2
福岡市	218	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久留米市	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41 佐賀県	261	57	2	2	1	1	3	3	56	56
42 長崎県	201	2	3	3	2	2	0	0	0	0
長崎県	102	1	3	3	1	1	0	0	0	0
長崎市	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐世保市	39	1	0	0	1	1	0	0	0	0
43 熊本県	442	5	1	0	5	1	0	0	0	0
熊本県	287	1	0	0	1	1	0	0	0	0
熊本市	155	4	1	0	4	0	0	0	0	0
44 大分県	365	1	0	0	1	0	0	0	0	0
大分県	208	1	0	0	1	0	0	0	0	0
大分市	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45 宮崎県	512	2	0	0	2	2	0	0	0	0
宮崎県	313	2	0	0	2	2	0	0	0	0
宮崎市	199	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46 鹿児島県	388	5	0	0	3	3	0	0	2	1
鹿児島県	217	1	0	0	1	1	0	0	0	0
鹿児島市	171	4	0	0	2	2	0	0	2	1
47 沖縄県	428	3	6	6	2	2	0	0	1	1
沖縄県	342	1	1	1	0	0	0	0	1	1
那覇市	86	2	5	5	2	2	0	0	0	0

前払金の保全措置の状況について

令和3年6月30日時点

所管自治体	有料老人ホーム数(※)										
	(うち)前払金を徴収している施設数										
	(うち)前払金の保全措置を講じている施設数										
	(イ)銀行等による連帯保証委託契約 (ロ)信託会社等による信託契約 (ハ)全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度 (ニ)保険会社による保証保険契約 (ホ)その他										
合 計	15,363	2,217	2,173	847	639	529	57	101	44	11	1
01 北海道	1062	50	50	6	12	30	1	1	0	0	0
北海道	370	7	7	3	1	3	0	0	0	0	0
札幌市	358	40	40	3	11	26	0	0	0	0	0
函館市	69	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0
旭川市	265	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
02 青森県	363	7	7	3	0	4	0	0	0	0	0
青森県	215	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	106	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
八戸市	42	5	5	1	0	4	0	0	0	0	0
03 岩手県	214	3	2	2	0	0	0	0	1	1	0
岩手県	116	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盛岡市	98	3	2	2	0	0	0	0	1	1	0
04 宮城県	214	26	26	8	6	12	0	0	0	0	0
宮城県	123	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	91	26	26	8	6	12	0	0	0	0	0
05 秋田県	111	3	3	0	1	1	0	1	0	0	0
秋田県	84	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
秋田市	27	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0
06 山形県	192	13	13	2	0	0	1	10	0	0	0
山形県	146	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
山形市	46	12	12	1	0	0	1	10	0	0	0
07 福島県	182	9	9	1	0	5	3	0	0	0	0
福島県	54	3	3	0	0	0	3	0	0	0	0
福島市	33	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
郡山市	16	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	59	4	4	0	0	4	0	0	0	0	0
08 茨城県	195	32	32	9	7	16	0	0	0	0	0
茨城県	169	19	19	8	1	10	0	0	0	0	0
水戸市	26	13	13	1	6	6	0	0	0	0	0
09 栃木県	109	7	7	5	2	0	0	0	0	0	0
栃木県	92	4	4	3	1	0	0	0	0	0	0
宇都宮市	17	3	3	2	1	0	0	0	0	0	0
10 群馬県	449	9	9	1	2	6	0	0	0	0	0
群馬県	282	4	4	1	2	1	0	0	0	0	0
前橋市	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高崎市	74	5	5	0	0	5	0	0	0	0	0
11 埼玉県	685	174	173	65	78	26	1	3	1	0	1
埼玉県	384	83	83	38	34	11	0	0	0	0	0
さいたま市	159	56	56	12	35	8	1	0	0	0	0
川越市	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川口市	83	28	27	13	6	5	0	3	1	0	1
越谷市	24	7	7	2	3	2	0	0	0	0	0
12 千葉県	525	161	161	47	45	39	18	12	0	0	0
千葉県	333	86	86	27	13	23	18	5	0	0	0
千葉市	106	45	45	13	16	10	0	6	0	0	0
船橋市	52	17	17	3	9	4	0	1	0	0	0
柏市	34	13	13	4	7	2	0	0	0	0	0
13 東京都	975	648	632	303	203	110	18	0	16	3	0
東京都	931	628	613	298	198	101	18	0	15	2	0
八王子市	44	20	19	5	5	9	0	0	1	1	0
14 神奈川県	1,008	447	441	141	171	103	4	22	6	0	0
神奈川県	379	153	153	33	62	51	0	7	0	0	0
横浜市	311	150	150	47	60	30	0	13	0	0	0
川崎市	188	112	105	57	33	13	3	0	6	0	0
相模原市	87	14	14	1	7	3	1	2	0	0	0
横浜須賀	43	18	18	3	9	6	0	0	0	0	0
15 新潟県	140	15	14	6	1	7	0	0	1	1	0
新潟県	67	11	10	5	1	4	0	0	1	1	0
新潟市	73	4	4	1	0	3	0	0	0	0	0
16 富山県	101	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
富山県	52	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
富山市	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 石川県	133	4	4	2	1	1	0	0	0	0	0
石川県	55	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
金沢市	78	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0
18 福井県	27	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0
福井県	23	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
福井市	4	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0
19 山梨県	40	9	8	3	4	1	0	0	1	0	0
山梨県	25	6	5	2	2	1	0	0	1	0	0
甲府市	15	3	3	1	2	0	0	0	0	0	0
20 長野県	265	14	14	5	4	5	0	0	0	0	0
長野県	161	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野市	54	7	7	4	2	1	0	0	0	0	0
松本市	50	7	7	1	2	4	0	0	0	0	0
21 岐阜県	244	9	8	3	2	3	0	0	1	0	0
岐阜県	167	9	8	3	2	3	0	0	1	0	0
岐阜市	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 静岡県	303	51	49	11	17	19	0	2	2	2	0
静岡県	199	28	28	9	7	12	0	0	0	0	0
静岡市	62	14	12	1	6	3	0	2	2	2	0
浜松市	42	9	9	1	4	4	0	0	0	0	0
23 愛知県	957	50	49	24	11	10	1	3	1	0	0
愛知県	362	18	18	5	7	6	0	0	0	0	0
名古屋市	439	24	24	17	1	2	1	3	0	0	0
豊橋市	30	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
岡崎市	23	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
豊田市	27	4	4	2	1	1	0	0	0	0	0
一宮市	76	2	1	0	1	0	0	0	1	0	0

前払金の保全措置の状況について

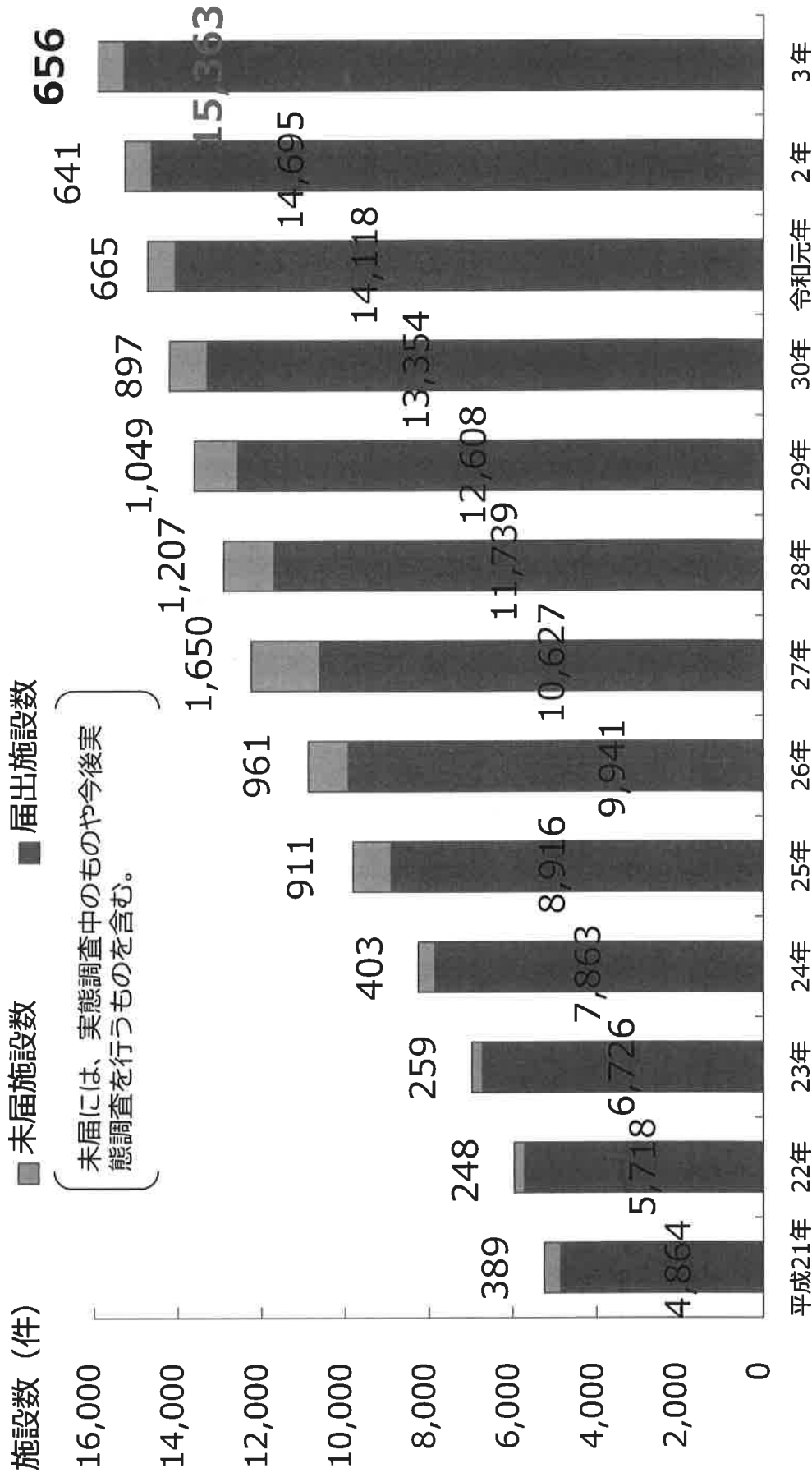
令和3年6月30日時点

所管自治体	有料老人ホーム数(※)											
	(うち)前払金を徴収している施設数											
	(うち)前払金の保全措置を講じている施設数						(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数					
			(イ)銀行等による連帯保証委託契約	(ロ)信託会社等による信託契約	(ハ)全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	(ニ)保険会社による保証保険契約	(ホ)その他			指導件数	改善済	
24 三重県	203	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
25 滋賀県	43	8	8	0	1	7	0	0	0	0	0	0
大津市	24	2	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0
大津市	19	6	6	0	1	5	0	0	0	0	0	0
26 京都府	99	47	47	13	4	23	7	0	0	0	0	0
京都府	21	14	14	2	0	5	7	0	0	0	0	0
京都市	78	33	33	11	4	18	0	0	0	0	0	0
27 大阪府	1,180	120	119	47	38	29	1	4	1	1	1	0
大阪府	330	36	35	13	15	6	0	1	1	1	1	0
大阪市	378	28	28	12	11	4	1	0	0	0	0	0
堺市	124	10	10	5	2	3	0	0	0	0	0	0
豊中市	48	11	11	5	2	2	0	2	0	0	0	0
吹田市	30	7	7	4	0	3	0	0	0	0	0	0
高槻市	26	8	8	1	3	4	0	0	0	0	0	0
枚方市	65	12	12	6	2	4	0	0	0	0	0	0
八尾市	39	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
寝屋川市	34	5	5	1	2	1	0	1	0	0	0	0
東大阪市	88	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0
28 兵庫県	295	97	94	23	4	33	1	33	3	2	2	0
兵庫県	83	27	26	11	3	9	1	2	1	1	1	0
神戸市	91	32	31	8	1	22	0	0	1	1	1	0
姫路市	47	3	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0
尼崎市	38	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
明石市	5	2	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0
西宮市	31	31	31	0	0	0	0	31	0	0	0	0
29 奈良県	119	19	19	7	3	9	0	0	0	0	0	0
奈良県	70	8	8	2	1	5	0	0	0	0	0	0
奈良市	49	11	11	5	2	4	0	0	0	0	0	0
30 和歌山県	161	4	4	3	0	1	0	0	0	0	0	0
和歌山県	60	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
和歌山市	101	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
31 鳥取県	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取市	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32 島根県	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松江市	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33 岡山県	212	28	28	17	4	1	6	0	0	0	0	0
岡山県	68	4	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0
岡山市	85	17	17	10	3	0	4	0	0	0	0	0
倉敷市	59	7	7	4	0	1	2	0	0	0	0	0
34 広島県	161	28	24	14	8	2	0	4	4	0	0	0
広島県	46	7	3	3	0	0	0	4	0	0	0	0
広島市	65	19	19	11	7	1	0	0	0	0	0	0
呉市	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山市	43	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0
35 山口県	280	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	215	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
下関市	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 徳島県	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37 香川県	135	6	6	0	0	2	0	4	0	0	0	0
香川県	61	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
高松市	74	5	5	0	0	2	0	3	0	0	0	0
38 愛媛県	180	6	6	2	2	2	0	0	0	0	0	0
愛媛県	111	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
松山市	69	5	5	2	2	1	0	0	0	0	0	0
39 高知県	71	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知市	38	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
40 福岡県	976	78	72	48	4	18	2	6	1	1	1	0
福岡県	504	22	19	9	1	9	0	3	0	0	0	0
北九州市	191	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
福岡市	218	49	47	35	2	8	2	2	1	1	1	0
久留米市	62	5	4	3	1	0	0	1	0	0	0	0
41 佐賀県	281	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42 長崎県	201	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	102	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎市	60	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
佐世保市	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43 熊本県	442	6	6	5	0	1	0	0	0	0	0	0
熊本県	287	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本市	155	6	6	5	0	1	0	0	0	0	0	0
44 大分県	365	5	5	4	0	1	0	0	0	0	0	0
大分県	208	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
大分市	157	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
45 宮崎県	512	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	313	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎市	199	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46 鹿児島県	388	9	9	4	2	2	1	0	0	0	0	0
鹿児島県	217	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
鹿児島市	171	8	8	4	2	1	1	0	0	0	0	0
47 沖縄県	428	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	342	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
那覇市	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 平成18年3月31日以前に設置された有料老人ホームを含む。

届出を行っていない有料老人ホーム

- 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反している。
- 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、都道府県等においては、未届施設に対する実態把握や指導監督を強化するなどの対応が必要



前払金の保全措置を講じていない有料老人ホーム

- 有料老人ホームのうち前払金の保全措置を講じていない事業者は、老人福祉法第29条第9項の規定に違反している。なお、これまで前払金の保全措置の義務対象外となっていた平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームについても、経過措置が終了し、令和3年4月1日以降の新規入居者については、前払金の保全措置の義務対象となっている。
- 保全措置がない場合、事業者が有料老人ホーム事業を継続できなくなるときに、入居者が最初に支払った前払金の残余分を返済することができなくなる恐れがあるため、入居者保護の観点から、厳正な指導が必要

- ☐ 銀行等による連帯保証委託契約
- ☒ 全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度
- ☐ その他

- ☐ 信託会社等による信託契約
- ☒ 保険会社による保証保険契約
- ☒ 前払金の保全措置を講じていない施設数

違反施設の割合	
平成23年度	19.8%
24年度	17.2%
25年度	11.7%
26年度	9.3%
27年度	6.0%
28年度	4.0%
29年度	2.9%
30年度	4.1%
令和元年度	2.1%
2年度	2.0%
※3年度	2.0%



有料老人ホーム数 ※ 平成18年3月31日以前に届出されたものを含む。	15,363件
(うち) 前払金を受領している施設数	2,217件
(うち) 前払金の保全措置を講じていない施設数	44件